

いて得られた経験を自国の状況に合わせて積極的に活用していきたい等の高い評価を得ている。

②について

1988年に開催された国際経営者団体サミットにおいて、東アジアを始めとする開発途上国経営者団体から出された日経連（現日本経団連）に対する人事労務に関する人材育成支援への強い要望を受けて開始されたものである。相手国経営者団体を通じた適正な研修対象者の選定に始まり、日本語を使用して行われる企業内実地研修に備えた日本語研修、日本の人事労務管理の基礎研修、企業内実地研修等日本の人事労務管理システムを学べるだけでなく、システムの背景にある日本文化や歴史等も無理なく学べるプログラムが組まれており、開発途上国から極めて高い評価を得ている。さらに、当該研修に参加した者は、研修終了後アンケートやフォローアップ調査報告書に示されているように、研修で取得・経験した技術を実際の人事・労務管理に適用して実践し、各企業のリーダーとして活躍するのみならず、研修中に培われた連帯感により、継続した人的ネットワークを構築し、日本及び各途上国間の友好的で安定的な協力関係を持続させる効果も認められている。

③について

本事業は、厚生労働省が直接、日・ASEAN協力委員会の開催、現地実地調査等の支援事業を行うことにより、ASEAN側の要望と必要な支援内容を的確に把握し、速やかに事業計画に反映することができるため、有効である。また、（財）日本ILO協会に委託するセミナー事業については、ASEAN各国より我が国の経験に大いに学ぶ姿勢があるのみならず、地域全体でお互いの成功事例を共有できる点で高い評価を得ている。特に後発の国々において、健全な労使関係の構築を支援していく点で極めて意義は大きい。

（実績目標4）

外国人留学生受入事業における平成15年度の外国人留学生の受け入れ状況は、長期課程15人、研究課程2人、合計17人となっており、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法、訓練開発施設の運営管理ノウハウに至るまで幅広い分野にわたる技術、知識を付与していることから、開発途上国の職業訓練指導員の養成に有効であったと認められる。

また、当該事業における帰国留学生の就職状況を見れば、その多くが母国において公共職業訓練施設の職業訓練指導員又は職業能力開発行政に従事しており、母国の職業訓練体制の整備に大きな役割を果たしていることから、開発途上国における職業訓練指導を担う者を養成する効果が高く、有効性は高いものと認められる。

（実績目標5）

国際技能開発計画における平成15年度の外国人研修生の受け入れは166人となつておらず、開発途上国の民間企業において指導的立場に立つ者や熟練労働者となる者への技術・技能の修得が図られていることから、開発途上国への技術移転に有効であったと認められる。

また、これら事業における、帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況を見れば、これまでに受け入れた多くの開発途上国の研修生が、母国において管理職や熟練技能労働者として従事し、ILO等の国際機関のみならずアジア等世界各国における関係各界

からも高い評価を得ていることから、開発途上国への技術移転を推進する効果が高く、有効性は高いものと認められる。

さらに、平成15年度の外国人研修指導、援助事業における公共職業能力開発施設での集合研修実施支援人数は269人、中小企業に対する日本語教育における支援研修生人数は2,459人となっており、また、技能実習制度推進事業におけるセミナー参加者数は293人、指導書等の作成数は19,300部となっており、これらの事業により、我が国の有する技術・技能の開発途上国への移転を図ることを目的とする外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進が図られており、開発途上国への技術移転を推進する効果が高く、有効性は高いものと認められる。

政策手段の効率性の評価

(実績目標1)

研修の実施に当たっては、当該分野の専門家による研修プログラム検討委員会を開催し、毎年研修内容の見直しに努めている。研修プログラムについては、我が国の知識経験を技術移転するのみならず、参加各国のお互いの情報交換を通じて、一方的な研修ではなく、双方向の研修を実施するようにしている。さらに、国際機関等と連携し、国際的な見地からの情報提供も行われるよう配慮しており、近隣諸国の実例、さらには、世界的な動きも把握できるほか、日本の経験を学んだ上で、自国において如何に応用し適用するかといった演習の手法を用いて、途上国キャパシティービルディングに主眼をおいたものとしており、研修終了後、直ちに研修成果を具現化できる即効性の高い効率的な研修となっている。

また、本研修においては、比較的退職率の低い当該国の中堅行政官を対象にしており、脆弱な当該国政府の人材開発に係るコストパフォーマンスの点でも、非常に効率的である。

(実績目標2)

開発途上国への協力に資する人材には、バックグラウンドとなるべき専門的知識に加えて、開発途上国の現場をよく知り適切に対応できる柔軟性が求められるが、本研修においては、培われたノウハウを活用して、専門的知識を深めることと開発途上国の現場を知ることとのバランスのとれた内容の研修が、効率的に運営されている。

また、研修費用は、海外の研究機関等との日頃の密接な連携を基に、低廉に抑えられている。

(実績目標3)

①について

毎年事業内容の見直しや円滑な推進を行うため、実施主体である（財）日本ILO協会において、公益・労働者・使用者の三者代表で「開発途上国労使問題労使協力事業労使国際協力推進委員会」を設置し、検討を行い、事業をより効率的に実施するよう努めている。また、事業の実施においても、労働者団体としては日本の連合及び産業別労働組合に、使用者団体としては日本経団連に、それぞれ協力を求めることで、開発途上国労使団体のニーズに細かく対応できるようにしている。

②について

対象国については、アジア地域の中で各国の発展レベル、相手国経営者団体の運用状況等を踏まえ、固定化しないよう、柔軟に選定を行っている。また、対象国のニ

ズ・研修実施の必要性を考察するため、実地研修受入れ企業の担当者も交えた研修のフォローアップを行っており、研修員の帰国後の動向の把握、研修員との会合、対象国における評価調査等を行い、事業をより効率的に実施するよう努めている。また、受入れ企業の担当者も交えてフォローアップを実施することは、受入れ企業への理解を深めることに寄与しており、その結果、研修員が希望する業種で企業実習を受けられることにもつながっている。

③について

本事業は、ASEAN地域活動の調整・実施を行う機関であるASEAN事務局を通じて行うものであり、ASEAN地域の一体性を損ねることなく、各国への連絡・調整を滞りなく行うことができる。また、ASEAN各国の要望等を的確に把握することが可能であり、後発の国々を中心に国別に必要性の高い支援を実施することができるので、効率的である。また、(財)日本ILO協会に委託するセミナー事業については、厚生労働省が直接行う支援事業と緊密な連携を図り、効果的に実施している。

(実績目標4)

外国人留学生受入事業は、職業訓練指導員養成施設が整備されていない国を対象とし、我が国唯一の職業訓練指導員養成の専門的施設である職業能力開発総合大学校を受入れ施設として、その有する貴重な資源やノウハウを開発途上国の職業訓練指導員の養成確保に積極的に活用していくものであり、最も効率的であると認められる。

(実績目標5)

国際技能開発計画は、(財)日本ILO協会への補助事業として実施しているものであるが、指導者養成のためには、我が国企業の既存の企業内訓練システムの活用、すなわち、民間企業の生産現場を活用しながら技能のみならず品質管理、生産・工程管理等の能力を付与する研修が最も効率的であり、また、労使の理解を得るためにも、公労使三者の協力の下設立された(財)日本ILO協会の補助事業とすることが最も適切かつ効率的であると認められる。

また、外国人基礎技能研修生受入事業は、中央職業能力開発協会への委託事業として実施しているものであるが、熟練技能者の養成には、我が国企業の既存の企業内訓練システムを活用して技能を修得させることが最も効率的であり、また、当該研修の管理・指導を適切に行うという観点から、技能開発・向上のノウハウを有する能力開発の専門機関である中央職業能力開発協会及び地方職業能力開発協会において実施し、その蓄積された研修ノウハウを活用することが最も効果的かつ効率的であると認められる。

外国人研修指導、援助事業及び技能実習制度推進事業は、(財)国際研修協力機構(JITCO)への補助及び委託事業として実施しているものであるが、これら事業については、外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るために実施しているものであることから、外国人研修生の受入れの拡大と開発途上国への技術、技能等の円滑な移転を支援することを目的として設立され、外国人研修・技能実習制度についてノウハウを有する(財)国際研修協力機構が一元的に実施することが、最も効果的かつ効率的であると認められる。

総合的な評価

過去、厚生分野での研修卒業生は全開発途上国で2,900名を超え、東南アジア諸国

のみで 2,400 名を超えており、各国平均で約 200 名の中央政府職員を育成しており、対象機関がほぼ保健省と社会福祉省に限られていることを考慮すると、各省幹部の相当数が本研修を受けていることとなり、その影響力及び貢献は図りしけず、各國政府から多大な感謝と高い評価を得ている。また、日本人専門家養成事業についても、技術移転による途上国の専門家の質的量的向上に貢献している。

労働分野においては、アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、我が国の労使団体及び各国労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業を可能とするものであり、各國からの高い評価を得ているところである。また、継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築及び最新情報の取得等のメリットもある。

評価結果分類	分析分類
③	②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本研修事業の実施に当たっては、事業ごとに学識経験者等からなる専門委員会を組織して研修事業内容を策定しており、毎年、研修内容を改善してきている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし

③総務省による行政評価・監視等の状況

平成 13 年 7 月 31 日に総務省行政評価局が政策評価ヒアリングを実施したが、特段の指摘事項やコメントはなし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤会計検査院による指摘

なし